

一宮市審議会等に係る会議の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、審議会等に係る会議の公開に関する基本方針を定め、審議会等の内容をできる限り市民に明らかにすることにより、市政に関し説明する責務を全うするとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政を実現することを目的とする。

(用語の意義等)

第2条 この要綱において、「審議会等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関をいう。

2 審議会等以外の機関で審議会等に準ずるものに係る会議についても、この要綱の規定に準じて所要の措置を講ずるよう努めるものとする。

(会議公開の基準)

第3条 審議会等に係る会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 法令又は条例、規則若しくは規程（以下「法令等」という。）の規定により会議が非公開とされているとき、又は法令等の趣旨から判断して会議を非公開とすべきであるとき。
- (2) 一宮市情報公開条例（平成12年一宮市条例第33号）第7条第1項各号に掲げる非公開情報（以下「非公開情報」という。）の含まれる事項について審議が行われるとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等は、前条に定める公開の基準に基づき、会議の公開又は非公開の決定を行うものとする。この場合において、公開する旨の決定をした会議中において、会議を非公開とすべき事由が生じたときは、会議を非公開とすることができる。

- 2 審議会等は、会議の審議事項に非公開とすべき事項とそれ以外の事項とがある場合において、審議を容易に分離して行うことができると認めるときは、非公開とすべき事項に係る部分を除いて会議を公開するものとする。
- 3 審議会等は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、その理由を明らかにするものとする。

(公開の方法等)

第5条 審議会等に係る会議の公開は、傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認

める方法により行うものとする。この場合において、審議会等は、傍聴を認める者（以下「傍聴人」という。）の定員を定めることができる。

- 2 傍聴を希望する者の数が定員を超えるときは、先着順によるものとする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、抽選によることができる。
- 3 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴人に遵守事項を周知するとともに、当該会議の秩序の維持に努めるものとする。

（会議開催に係る事前公表）

第6条 審議会等を所管する課又は公所の長（以下「所管課長等」という。）は、会議を開催するに当たり、当該会議の開催予定日の7日前までに、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、会議の開催について急を要する場合その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称及び議題
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 公開・非公開の別
 - (4) 公開とする場合にあっては、傍聴人の定員（前条第1項の規定により傍聴人の定員を定めた場合に限る。）及び傍聴手続
 - (5) 非公開とする場合にあっては、その理由
 - (6) 問い合わせ先
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項の規定による公表は、同項各号に掲げる事項を記載した「審議会等の会議のお知らせ」を市資料コーナーで閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する方法により行うものとする。

（会議資料の提供）

第7条 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料（非公開情報が記録されている部分を除く。）を傍聴人に配布するよう努めるものとする。ただし、個々に配布することが困難であると認められる会議資料（図面、地図、写真、報告書等）については、会場において傍聴人の閲覧に供するよう努めるものとする。

（会議録の写しの閲覧）

第8条 審議会等は、会議を開催したときは、会議終了後速やかに当該会議に係る会議録を作成し、当該会議録の写しを当該審議会等を所管する課又は公所及び市資料コーナーに備え置き、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度末日まで、市民の閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

- 2 審議会等は、会議の全部又は一部を非公開とした場合であっても、非公開情報

に該当するものを除き、当該会議に係る会議録を公開するよう努めるものとする。

3 会議録には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 会議の名称及び議題
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 公開・非公開の別
- (4) 公開とした場合にあっては、傍聴人の数
- (5) 非公開とした場合にあっては、その理由
- (6) 出席者
- (7) 会議資料
- (8) 審議経過
- (9) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
(運用状況の報告及び公表)

第9条 審議会等の所管課長等は、次に掲げる事項を取りまとめ、翌年度の4月末日までに、当該年度分の運用状況を行政課長に報告するものとする。

- (1) 開催した会議の回数
- (2) (1)のうち公開された会議の回数及び延べ傍聴人数
- (3) (1)のうち一部非公開とされた会議の回数及び延べ傍聴人数
- (4) (1)のうち非公開とされた会議の回数

2 行政課長は、毎年1回、前項の規定による報告の結果を取りまとめ、これを公表するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、それぞれの審議会等において別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、同年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、平成25年4月1日以後に開催される審議会等に係る会議について適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。